

バイ・ドール報告受付システムの利用に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	一つのIDを複数人が利用することはできますか？	本システムでは、一つのIDによる同時複数人によるアクセスはできません。 バイ・ドール報告を行う担当者が複数いる場合は、管理者アカウントでログインいただき、「ユーザ管理」画面から、新たなユーザの登録申請を行ってください。
2	知財担当者が変更になったのですが、バイ・ドール報告受付システム上の知財担当者をどのようにして変更すれば良いのでしょうか？	バイ・ドール報告受付システムから変更をお願いします。変更届をAMEDの事業課へご提出頂く必要はございません。なお、バイ・ドール報告受付システムのIDをもっていない研究機関については、これまで通りAMED（実用化推進部）にて変更しますので、bayhdole-office@amed.go.jpまで、下記情報をご連絡下さい。 【変更後の知財担当者情報】 ・役職 ・氏名 ・電話番号 ・知財担当者E-mail 【変更を予定している課題情報】 ・課題管理番号 ・研究開発課題名
3	各知財様式の作成を途中で中断し、後に再開する場合、一時保存する必要があるのでしょうか？	各知財様式の作成を途中で中断する場合は、必ず一時保存を押下して下さい。一時保存せずに本システムを終了した場合（ブラウザのバックボタンを押した場合等）、入力した情報や添付ファイルは消去されます。
4	知財様式提出後、AMEDからの各種連絡は、誰あてに送られてくるのでしょうか？	・知財様式が承認されると、提出者のアカウントのメールアドレスに申請結果通知の連絡をいたします。 ・内容の確認が必要な場合には、「知財様式の提出者」欄に記入いただいたメールアドレスや電話番号に連絡させていただくこともございます。
5	登録されている知財様式等の情報に誤りがあった場合、内容を修正するにはどうすれば良いのでしょうか？	各知財様式提出後のステータスにより、以下のとおり取り扱ってください。 （１）ステータスが「一時保存」である場合 本システムにより入力した様式の削除・書誌情報の修正、添付ファイルの追加が可能です。 （２）ステータスが「確認中」、「確定済み」の場合 下記の連絡先に御一報ください。AMED（実用化推進部）にて変更します。 ・連絡先：bayhdole-office@amed.go.jp
6	バイ・ドール報告受付システムで提出した添付ファイルの確認は可能でしょうか？	いったん提出した後、添付ファイルはシステム上から削除されますので、内容確認等はできません。必要な場合は、以下の連絡先に御一報ください。 ・連絡先：bayhdole-office@amed.go.jp

7	課題管理番号が表示されません。どうしたらよいでしょうか。	課題管理番号の登録に時間がかかることがあります。ご自身で登録をいただくこともできますが、ご不明な場合は以下の連絡先までご連絡下さい。 ・ 連絡先 : bayhdole-office@amed.go.jp
---	------------------------------	--

提出の主体（誰が提出するか）に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	技術研究組合における知財様式の提出は、誰が行えば良いのでしょうか？	技術研究組合における知財様式の提出は、技術研究組合又は技術研究組合員のいずれでも問題ありませんので、事前に提出者を決めた上でご対応下さい。
2	共同発明における各様式の提出は、誰が行えば良いのでしょうか？	発明に係る特許を受ける権利を承継したいいずれかの研究機関が知財様式を提出すればよく、承継したすべての研究機関から知財様式を提出する必要はありません。

発明等報告（知財様式3）に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	知財様式3はどのタイミングで提出すればよいですか？	発明等創出後、遅滞なく提出して下さい。
2	委託研究の成果が出願に至らない場合で学会発表する際、知財様式3による報告が必要ですか？	出願に至らない場合であっても、発明等と認識する場合には、知財様式3の報告が必要です。
3	知財様式3は、発明等創出の時点で報告することとされていますが、研究者からの個別の相談事項毎に報告する必要がありますか？	個別の相談事項に係る成果が発明等と認識される場合は、知財様式3の報告が必要です。
4	優先権主張出願（基礎出願から発明の追加がない場合）または分割出願を行う場合、基礎出願や原出願とは別個に知財様式3を提出する必要があるでしょうか？	別個の知財様式3は提出不要です。基礎出願または原出願の知財様式3に紐付けて知財様式4をご提出下さい。
5	AMED委託研究開発の成果ではない基礎出願に、AMED委託研究開発の成果を加えて優先権主張出願を行いました。この場合、発明報告（知財様式3）、出願報告（知財様式4）の提出は必要でしょうか？	優先権主張出願に係る発明については、発明報告（知財様式3）、出願報告（知財様式4）のいずれも必要ですのでご提出下さい。提出時に、バイ・ドール報告システムの「通信欄」に、基礎出願はAMED委託研究開発の成果ではない旨記載をお願いします。 基礎出願に係る発明については発明報告（知財様式3）、出願報告（知財様式4）のいずれも不要です。
6	知財様式3の提出後、出願段階で発明の名称が変更となった場合、知財様式3の発明の名称を修正する必要があるか？	知財様式3を修正する必要はありません。（発明の名称が知財様式3と当該出願段階で提出いただく知財様式4との間で異なることとなりますが、問題ありません）

知的財産権出願通知（知財様式4）に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	国際出願の各国移行の際も報告は必要ですか？	知財様式4による報告が必要です。
2	分割出願の際も報告は必要ですか？	特許等出願に該当するので、知財様式4による報告が必要です。
3	EPC出願について登録査定を受け複数のEPC加盟国へ権利登録を行おうと思っています。移行先の国ごとに知財様式4を提出する必要があるでしょうか？	知財様式4の提出は不要ですが、設定登録の報告として知財様式5をEPC出願の知財様式4に紐付けて、移行先の国ごとに提出下さい。
4	国際出願の各国移行の際、出願日欄にはどの日付を書けば良いのでしょうか？	国際出願の各国移行の場合、出願日欄には「PCT出願日」を記載して下さい。
5	国際出願の各国移行の際、出願番号欄は国際出願の出願番号を書けば良いのでしょうか？	国際出願の出願番号は、「PCT出願番号または親番号」に記載して下さい。「出願番号」には国内移行時に移行国ごとに付与される出願番号を記載してください。
6	共同発明に係る特許の共同出願を行ったのですが、知財様式4の発明者欄には自分の機関に所属している発明者だけを書けば良いのでしょうか？	いいえ。願書に記載のとおり、自分の機関以外に所属している発明者も全て記載して下さい。
7	発明者が複数いる特許出願を行ったのですが、知財様式4の発明者欄にどのようにして複数の発明者を記載すれば良いのでしょうか？	発明者欄の下部に「発明者等追加」ボタンがありますので、このボタンを押して発明者の数だけ記入欄を追加して下さい。一つの発明者欄に複数の発明者を記載しないようにして下さい。
8	PCT出願の日本への国内移行（自己指定）の際に、【国等の委託研究開発の成果に係る記載事項】の記載は必要ですか？	必要です。PCT出願の日本への国内移行に際しては、国内書面に「国等の委託研究の成果に係る記載事項」欄を設けて、「令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）、国立研究開発法人日本医療研究開発機構、【事業名】「研究開発課題名」委託研究開発、産業技術力強化法第17条の適用を受ける特許出願」と記載してください。記載する「令和〇〇年度（又は平成〇〇年度）」は、契約初年度を記載するという点ご注意ください。※出願した年度と異なる場合もあります。
9	知財様式4の提出後、当該出願の取下・放棄を行った場合や、後の出願によるみなし取下となった場合、当該知財様式4の削除は必要ですか？	既に提出いただいている知財様式4の削除は不要です。出願を取下・放棄しようとする場合、知財様式5の提出をお願いします。
10	知財様式4において、出願明細書や図面の提出を省略することはできますか？	省略することはできません。委託研究開発契約書第10条（2）及び知財様式4記載要領に基づき、出願明細書及び図面の提出をお願いしています。

知的財産権出願後状況通知（知財様式5）に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	知財様式5はどのような場合に提出が必要なのですか？	出願した特許が登録となった場合、特許出願や登録となった特許権を放棄する場合に知財様式5の提出が必要です。なお、放棄とは特許庁へ放棄／取下書を提出する場合、及び特許査定時に特許料を納付しなかったり、年金期限を経過しても権利維持の年金を納付せずに放置する場合を指します。
2	特許出願していたところ、拒絶査定となり権利化をすることができませんでした。その場合知財様式5の提出は必要でしょうか？	不要です。
3	優先権主張出願を行ったところ、基礎出願がみなし取り下げとなりました。その場合知財様式5の提出は必要でしょうか？	不要です。
4	拒絶理由通知への応答などでも、AMEDへの報告は必要ですか？	拒絶理由通知に対する応答（意見書等を提出した結果拒絶査定となった場合や、意見書を提出せずに拒絶査定となった場合を含みます。）については報告は不要です。出願後の対庁手続に関しては、登録、取下・放棄の場合のみ報告してください。

知的財産権等移転通知（知財様式6）に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	知財様式6は譲渡人と譲受人のどちらから提出すればよいですか？	システムの都合上、譲渡人からの提出をお願いいたします。
2	委託研究開発契約書にて権利移転の事前承認申請（知財様式7）の提出が免除されている場合であつても知財様式6の提出は必要ですか？	提出が必要となります。ただし、移転後に出願を行う場合には、知的財産権出願通知書（知財様式4）の提出をもって知財様式6の提出に替えることができます。
3	出願前の移転（事前承認を受けた移転、または事前承認を不要とする移転）の場合も、知財様式6の提出は必要ですか？	提出が必要となります。ただし、移転後に出願を行う場合には、知的財産権出願通知書（知財様式4）の提出をもって知財様式6の提出に替えることができます。

知的財産権移転承認申請（知財様式 7）等に関するよくある質問

No.	質問	回答
1	合併または分割により研究成果の権利が移転する場合、知財様式 7 の提出は必要でしょうか？	不要です。合併又は分割による移転及び委託研究開発契約書第 8 条第 1 項第 4 号ア～ウに該当する移転は事前承認の対象から除かれます。
2	特許出願前に、特許を受ける権利を譲渡する場合、知財様式 7 の提出は必要でしょうか？	必要です。知的財産権の移転等には、特許権であれば、特許出願前の特許を受ける権利の移転等も含まれます。
3	研究成果として創出した発明について、研究機関としては発明者から特許を受ける権利を承継しない意向なのですが、どのような手続が必要になるのでしょうか？	AMED 研究成果については、その発明等に係る知的財産権が研究機関に帰属するよう、予め発明者と契約を締結する等必要な措置を講じていただいております。そのため、発明者から特許を受ける権利を承継しないと判断した場合には、研究機関が承継した発明を発明者に移転するものとして、知財様式 7 により移転承認申請を行う必要があります。AMED が承認した後に、研究機関から発明者に対して権利移転を行って下さい。
4	共同発明の成果に係る知的財産権の持分を、相手方に譲渡する場合と、放棄する場合では、提出書類に違いはありますか？	違いはありません。いずれの場合であっても知財様式 7 による AMED の事前承認が必要です。
5	知的財産権の移転の事前承認、または専用実施権等の設定・移転の事前承認が拒否される可能性はありますか？	「研究活動の活性化」や「成果の効率的活用促進」とならない場合や、「我が国の国際競争力の維持に支障を及ぼすような成果の国外流出の防止」が懸念される場合には、拒否される可能性もあります。
6	知的財産権を第三者に移転する場合の、当該第三者との契約内容については、特に制限がないでしょうか？	第三者に知的財産権の移転等を行う場合は、委託研究開発契約書第 8 条第 1 項各号及び第 10 条に規定する事項についての遵守義務が承継されるよう、移転先と約定する等、適切な措置を講じてください。